

「ハートフルタウンとうま第2期」分譲方法・条件・契約等留意事項

- 1 分譲予定者は、個人または建築業者で、購入可能区画数は、個人は一区画、建築業者は制限なしとします。
- 2 宅地には、50㎡(15.15坪)以上の居住用住宅を建築することが義務付けられています。住宅及び宅地には工場等の併設、及びアパート・マンションの建設はできません。
- 3 分譲申込方法
 - (1) 申込期間 申込順に区画決定します
 - (2) 申込者名 申込者、契約者、所有権移転登記者は、同一人とします。
 - (3) 申込方法 分譲申込書に必要事項を記入し、印鑑を押印の上、当麻町土地開発公社事務局(役場まちづくり推進課内)へ提出していただきます。
郵送による申込も受け付けます。
メールによる申込は受け付けません。

※申込書は、公社事務局またはホームページより入手して下さい。
※申込状況はホームページまたは電話で確認できます。
- 4 申込留意事項
申込区画決定後の土地交換はできません。
区画決定後のキャンセルは特別な場合を除きできません。
住宅建築が完了または、所有権移転登記後5年経過するまでは、宅地の転売はできません。
- 5 区画が決定した方には、区画決定書をお渡ししますので、誓約書を公社事務局に提出してください。
- 6 契約・支払等
区画決定後1ヵ月以内に、分譲代金の20%以上を北洋銀行当麻支店に振込んでいただき、契約します。残金は、契約後3ヵ月以内に完納していただき、その後所有権移転登記をします。住宅建築は、所有権移転後となります。日程の詳細については、文書で通知します。
- 7 所有権移転後の宅地の管理
宅地の草刈り、宅面雨水等の管理は買い主が行い、適切に管理・処理してください。
- 8 盛土高は平均で1mくらいあります。場所によって異なりますので、建築前に地質調査等を行ってください。
- 9 各種設置図面に上水道止水栓、下水道公設汚水桝、融雪槽用排水口、電柱、街灯、植樹、歩道を表示しておりますので参考にしてください。
- 10 北電、NTT、上水道、下水道、プロパンガスについては、買い主が直接お申込みください。
- 11 通信は光ケーブルです(テレビ、インターネット、IP告知端末等)
お問い合わせは役場情報発信戦略課情報発信係(Tel 84-2111)になります。

12 契約時の印紙税及び所有権移転登記時の登録免許税は、買い手の負担となります。また、契約時及び所有権移転登記時には、住民票が必要となります。これらについては、手続き前にご連絡します。

※ 当麻町土地開発公社

住 所 078-1393

上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

当麻町役場まちづくり推進課内

当麻町土地開発公社

TEL 0166-84-2111

FAX 0166-84-4883

ホームページアドレス <http://www.heartfultowntohma.com/>

指定金融機関（振込先）

金融機関 北洋当麻支店

預金種目 1、普通（フ）

口座番号 89862

トウマチョウ トチカイハツ コウシヤ スイトウイン ムロヤ ナオヒロ

受取人名前 当麻町土地開発公社 出納員 室屋 尚弘
(TEL 0166-84-2111)

// 住所 上川郡当麻町3条東2丁目11番1号